

近江八幡観光物産協会ホームページ広告掲載 取扱要綱および広告仕様書

1. 趣旨

1. この要綱は、一般社団法人近江八幡観光物産協会（以下「当協会」という。）がインターネット上に公開する近江八幡観光物産情報サイト（以下「当協会ホームページ」という）を広告媒体として活用し、行政や民間企業等の広告を掲載することにより新たな財源を確保し、もって当協会ホームページの管理運営拡大活動費等に充てる事を目的とする。を

2 広告の掲載基準

当協会ホームページに掲載できる広告およびリンク先のホームページは、次のいずれにも該当しないものとする。また、バナー広告を掲載するにあたって、その広告表現について、ホームページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

- (1) 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの。
- (2) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの。
- (3) 当協会ホームページの公共性および品位を損なうおそれのあるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、風俗営業および個人の宣伝に関するもの。
- (5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に係るものまたはこれに類するもの。
- (6) 意見広告および名刺広告に類するもの。
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの。
- (8) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの。
- (9) 誇大表示または不当表示その他表現方法等が不適切なもの。
- (10) 著しく当協会のホームページの調和を損なうと認められるもの。
- (11) 当協会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの。
- (12) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの。
- (13) 当協会の承認なく、当協会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの。
- (14) 利用者の意思に反した動きをしたり、不快感を与えたり、誤解を与えるおそれがある次の各号の表現を含んだ表現を含むもの。

■「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

■マウスカーソルやOSのアラートマーク（警告表示）をまねる

■点滅を激しく繰り返す目障りなもの

■テキストボックス（入力できるように見えるもの）

■ラジオボタン（選択肢の表示）

■プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの） など

- (15) 前各号に掲げるもののほか、当協会ホームページに掲載する広告として適当でないとお協会が認めるもの。

3 広告掲載対象者

当協会ホームページへの広告を掲載することができる者は、自己（若しくは家族及び同居人）又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当していないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

4 広告の掲載期間、枠数

- (1) 広告を掲載する期間は、毎年4月1日から3月31日までの1年度を単位とする。ただし複数年度の広告掲載を妨げるものではない。
- (2) 広告を掲載する開始日（以下「掲載開始日」という）は、原則として当該広告を掲載する年度の初日とする
- (3) 広告を掲載する終了日（以下「掲載終了日」という）は、原則として当該広告を掲載する最終月の末日とする。
- (4) 広告を掲載する枠数は、サイドメニュー部8枠、フッター部10枠とする。ただし、最大枠数以上の申込があった場合は別途協議する。

5 広告の掲載募集

広告の募集は、原則として当協会ホームページへの掲載、およびその他の方法により行うものとする。

6 広告の掲載位置、形式

- (1) 広告の掲載位置は、当協会が決定する。
- (2) 広告の掲載形式は、バナー広告形式で当協会ホームページのトップページおよび下層ページ・全ページに同一の配置で掲載する。
- (3) バナー広告の画像には、内容を的確に示すためALT属性を付けるものとする。
- (4) バナー広告にリンク以外の機能（Java script等）は使用しない。

7 広告の掲載申込

- (1) 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という）は、所定の様式により指定する期日までに当協会に申込まなければならない。
- (2) 申込書は、当協会までメールもしくはFAXで送信、または当協会事務局まで持参/郵送し提出することとする。
- (3) 当協会は申込者に対し会社案内等の申込者の概要がわかるもの掲載しようとする広告案、その他当協会が必要とする書類等を求めることができる。
- (4) 同一申込者が申し込むことができる広告の件数は、1ヶ年度につき1件とする。

8 広告掲載の決定

- (1) 当協会は前条の規定による申込みがあったときは、その広告掲載の適否を審査し、掲載の可否を決定の上、申込者に通知しなければならない。
- (2) 当協会は、必要があると認めるときは、申込者に対し広告の修正を求めることができる。

9 広告の掲載料金

- (1) 広告の掲載料金は、別表のとおりとする。

＜別表＞ 広告の掲載料金（消費税及び地方消費税別）		
1 枠料金（掲載期間：4月1日～3月31日）＊1年契約		
配置箇所	サイドメニュー部	フッター部
当協会会員	60,000円	12,000円
当協会非会員	360,000円	120,000円

- (2) 掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という）は、当協会の指定する期日までに前号の規定による掲載料金を支払わなければならない。

10 広告の作成および提出

- (1) 広告主は、当協会の指示する仕様に従い広告主の負担で広告原稿を作成し、当協会の指定した期日までに提出しなければならない。ただし、バナー作成業者については紹介することができる。
- (2) 広告の提出は、メールに添付またはCD-R・DVD-R等で提出し、返却の必要がないものとする。（フロッピーディスク、MOなど、他の媒体は不可とする）
- (3) 広告主は、広告の文字やイラスト等の解像度について適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。また、文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。
- (4) 提出する広告の規格は、次の各号のとおりとする。

	サイドメニュー部	フッター部
高さ（天地）	80ピクセル	62ピクセル
幅（左右）	200ピクセル	155ピクセル
容量	60KB以内	50KB以内
データ形式	GIF形式（GIF アニメーション不可）、JPEG形式	

11 広告の内容変更

広告の内容に関する変更は、原則として行わないものとする。ただし、URLの変更等、必要なものに関しては当協会が認めた場合に限り変更できるものとする。

12 広告の掲載取りやめ

- (1) 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取りやめることができる。
- (2) 前項の規定により広告の掲載を取りやめようとする広告主は、取りやめる日の30日前までに所定の用紙により当協会に申請しなければならない。また、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

13 広告の掲載取消し、違約金

当協会は、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第2項および第3項のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が第9項の規定による掲載料金を支払わないとき。
- (3) 広告主が第10項の規定による広告原稿を提出しなかったとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、広告の掲載を取り消す必要があると当協会が判断したとき。
- (5) 前各号の場合、違約金として広告掲載料の10%を徴収することができるものとする。

14 広告掲載料金の返還

(1) 既納の広告掲載料金は、原則として返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告が掲載できなかった場合は、広告を掲載できなかった月の広告掲載料を当該広告主に返還する。

(2) 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(3) 当協会は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生ずるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

15 広告主の責務

(1) 広告主は、広告内容及び掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(2) 広告主は、広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを当協会に対して保証するものとする。

(3) 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

16 権利譲渡の禁止

広告主は、当協会ホームページに広告を掲載する権利を、第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

17 裁判管轄

この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の第一審査の専属的管轄裁判所については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第12条の規定に従い、民事事件に関する場合は、大津地方裁判所とする。

18 免責事項

(1) 申込者は、次に掲げる理由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾しなければならない。

ア ホームページの更新、修正等のための停止

イ サーバーおよび通信回線等の点検、障害等による停止

ウ 天災その他の非常事態が発生した場合

(2) 前号の理由により広告の掲載が一定期間停止されたことによる掲載料金の返還、損害の賠償等を当協会に請求することができない。

(3) 広告の掲載または広告不掲載に関して生じた一切の責任は、広告主が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、当協会は賠償する責を負わない。

19 その他の事項

この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は当協会が別に定める。

20 実施期日

この要綱は、平成26年12月1日から実施する。